

今後の養護教育のあり方について
(答 申)

平成 4 年 12 月 18 日

大阪府学校教育審議会

平成4年12月18日

大阪府教育委員会

委員長 熊谷信昭 殿

大阪府学校教育審議会

会長 金子照基

大阪府学校教育審議会

養護教育分科会

会長 中澤和彦

本審議会は、大阪府教育委員会から「今後の養護教育のあり方について」の諮問を受け、平成3年9月以降、養護教育分科会において慎重に審議を行った結果、次のような結論を得たので答申します。

I. は じ め に

今年、昭和56年（1981年）の国際障害者年の目標である「完全参加と平等」を実現するために、国際連合が定めた「国連・障害者の10年」の最終年にあたる。

大阪府においては、大阪府国際障害者年推進本部を設置し、障害者対策に関する長期計画「共に生きる社会をめざして」を策定して、障害者の基本的人権を尊重し、生きがいのある生活を送ることのできる福祉社会の実現に努力がはらわれてきた。

このような社会の実現にあたっては、教育の果たす役割は極めて大きいものがある。

養護教育の目指すところは、障害児が社会の一員として、生きがいのある生活が送れるよう自立の基礎を培うことを目標に、一人一人の障害の状況に応じたきめ細かな教育を進め、その可能性を最大限に伸ばすことにある。

また、障害をもたない者も幼少期から障害児（者）に対する正しい理解と認識を深めることが大切であり、そのためにも、教育のあり方として、可能な限り地域の健常児とともに学び、ともに育つという観点に立った指導に配慮する必要がある。

大阪府教育委員会では、このような動向を考慮しながら、適切な教育が推進されるようこれまでの本審議会の答申の趣旨をも踏まえ、教育諸条件の整備に努められてきたところであるが、今後、養護教

育の一層の充実を図るには、次の現状を踏まえ適切に対処する必要がある。

・近年、養護教育諸学校に就学する児童生徒の障害の状況は重度化、多様化しており、今後ともこうした傾向が続くものと予測されること

・児童生徒数の状況は、昭和54年度の養護学校教育の義務制実施以降、増大の一途をたどり、とりわけ、高等部生徒の増加傾向には著しいものがあり、現在、学校の規模が大きくなっていること

・また、平成6年度から実施される養護学校高等部の新学習指導要領では、障害児の社会的自立を促進するため、職業教育の充実が強調されており、この機会に高等部教育のあり方を検討する必要があること

本審議会では、これらの課題に対処するため、平成2年度に学識経験者で構成される養護教育研究会が行った「今後の養護教育のあり方」に関する調査の成果を踏まえつつ、府立養護学校の将来構想について、次の5つを重点項目として取り上げて審議することとした。

- ① 養護学校の整備、特に、適正規模と配置について
- ② 精肢併置について
- ③ 高等部教育の充実、特に、職業教育について

④ 障害の重度化への対応、特に、医療的ケアについて

⑤ 養護学級との連携及び交流教育の充実について

これらの項目について、現状を分析しそれぞれの課題について慎重に審議を重ねた結果、ここにその内容をとりまとめて答申することとした。

Ⅱ. 今後の養護教育のあり方について

今後の養護教育のあり方を検討する際に、養護教育に対する社会の要請を踏まえ、児童生徒の障害の状況並びに養護教育諸学校への就学者数の動向を把握し、今後の重点的課題を指摘すると次のように考えられる。

- ◆ 障害の重度化・多様化に応じて、今後、ますます障害種別をこえた総合的な対応が求められており、このための教育諸条件の整備が急がれること。
- ◆ 児童生徒一人一人の障害の状態に応じた指導と社会性を培うための集団指導が、効果的に展開できるよう学校規模の適正化に努めること。
- ◆ 養護教育諸学校と、養護学級をはじめ小・中・高等学校とが連携・交流を深め、養護教育についての指導技術の交換や協力のためのシステムづくりを進め、相互に教育力の向上に努めること。
- ◆ 可能な限り地域の健常児とともに学び、ともに育つことを配慮した教育活動を計画的に推進すること。
- ◆ 児童生徒の実態に即した適切な教育を進めるうえで、教職員の果たす役割は極めて大きく、その指導力の向上を図るための施策をさらに推進すること。

1. 養護学校の整備について

養護学校に在籍する児童生徒数は、昭和54年度に養護学校教育の義務制が実施されたことと、教育委員会の方針として、高等部への入学希望者は可能な限り受け入れるとしたことから、年々増加し、府立精神薄弱養護学校では著しく増加した。

その状況をみると、昭和54年度の在籍数は1,687人であったのが、ピークを迎えた平成元年度には2,642人に達している。特に、高等部では、昭和54年度の717人が、平成元年度には1,764人となり、現在、高等部を中心として学校規模が大きくなっている。

このため、生徒の障害の状況や発達段階に応じた適切な教育を進めるうえで、高等部のあり方が課題になっており、さらに学校運営面においても1校に多数の教職員が配置されていることから、校内での十分な意思疎通を図ることに困難な状況が生じてきている。

これらの課題に適切に対処するため、学校規模の適正化を図ることが重要と考える。

精神薄弱養護学校については、効果的な指導や円滑な学校運営に配慮し、さらに将来の児童生徒数の動向等を見極めつつ、児童生徒数150~200人程度の規模で学校を整備していくことが妥当と考える。

府立養護学校の配置については、現在、教育事務所を単位とする府下7ブロックに、精神薄弱養護学校及び肢体不自由養護学校を各1校の計2校ずつを設置して、児童生徒の受入れが図られてきている。

児童生徒数の今後の動向を予測すると、基本的には、現行の体制で対応できると考える。しかし、将来にわたって精神薄弱養護学校の規模の適正化が困難な地域にあっては、1ブロック2校体制を補完するため学校の増設が必要と考える。

また、府立養護学校に就学する多くの児童生徒が通学バスを利用している実態から、通学上の負担を軽減するため、通学バスの乗車時間の改善を図ることが強く望まれる。

さらに、病弱養護学校においては、近年、入学希望者が著しく減少していることや、医療機関との連携に困難がみられるところもあることから、今後、学校のあり方について検討する必要があると考えられる。

なお、養護教育諸学校の教職員配置に関しては、国の動向をみながら教頭の複数配置などについても検討する必要がある。

2. 精肢併置について

精肢併置の施策は、本審議会の答申を受けて、昭和58年度から実施された。

これは、肢体不自由養護学校の高等部に生活課程を設け、入学希望者の増加の著しい精神薄弱高等部生徒を受け入れているものであ

り、現在、5校に336人が在籍している。

精肢併置を実施するにあたって、精神薄弱児と肢体不自由児が学習活動を共にすることから事故の発生が懸念されたところであるが、学校現場での努力と創意工夫により、今日まで大きな事故が生じた事例は報告されていない。

指導面については、障害種別をこえた教育成果を取り入れる総合的な対応が可能であり、また、比較的児童生徒数の少ない肢体不自由養護学校では、弾力的な集団編成による教育も展開でき、施設設備面についても効果的な運用が図られていることから、今後とも精肢併置の施策を継続することが望ましいと考える。

この施策を効果的に実施するには、改善・克服すべき課題も少なくない。

特に、教育内容を一層充実させるために、教育課程や指導プログラムの改善工夫と、このための教員研修の充実が望まれる。

施設面でみれば、作業学習棟等の整備が進められているが、運動場やプールの整備等、障害の状況に応じた教育活動が円滑に行われるよう、可能なところから早急に改善・整備を進めていくことが望まれる。

3. 高等部教育の充実について

精神薄弱養護学校高等部へは、養護学校中学部や中学校養護学級

の卒業者のほか、通常の学級からの入学希望者もあり、障害の程度は軽度から重度まで相当幅広くなってきており、障害の多様化に対応した教育のあり方が課題となっている。

高等部教育の重点は、障害児が社会の一員として、生きがいのある生活がおくれるよう、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識、技能、態度の習得を目指すことにある。例えば、農作物の収穫や作業が完成したときの喜びを体験させることによって勤労への意欲を高め、協力の大切さを理解させ、作業習慣と持続力を身につけさせることなどが考えられる。

また、健常児とのふれ合いなどにより社会性を育むなど、調和のとれた育成を目指す適切な教育を行うことが求められる。

さらには、企業等での現場実習を通じ、職業生活に必要な作業能力と実践的な態度を身につけさせることが重要である。

職業教育の充実については、新学習指導要領の改訂の重点項目に取り上げられているところであり、精神薄弱養護学校の高等部では、必要に応じて農業・工業・家政科のほか、地域や学校の実情に応じて、商業科・園芸科等の学科の設置が示されている。

コースや学科の設置を検討するにあたっては、卒業後の進路が地域の産業等とどのように連携していけるか、また、これを促進する方策などについて、研究指定校を設けるなど実践的な調査・研究を進める必要がある。

また、魅力ある養護学校づくりを進める一環として、専門的な職業教育を特色とする高等部の整備について、高等養護学校構想などを含めた研究が望まれる。

なお、卒業後の進路の拡充を図るため、労働関係機関等との連携を強化し、職業適性の発見、職業能力の開発に努めるとともに、現場実習先の確保、雇用機会の拡大について企業等に強く協力を求める必要がある。

4. 障害の重度化への対応について

近年、児童生徒の障害は、重度化の傾向にあり、府立の精神薄弱養護学校では、主たる障害のほか、他の障害を併せ有する児童生徒が相当数在籍している。さらに情緒障害児も在籍していることから、その対応が大きな課題となっている。

肢体不自由養護学校においては、ほとんどの児童生徒の障害が重複しており、中には突発的な発作等に対応するために、常時、医療機関との密接な連携を必要とする者も少なくない。

また、児童生徒の呼吸困難、誤飲、発作等に教職員が緊急に対応せざるを得ない場面も生じてきているが、本府の養護学校のほとんどが医療施設に隣接していないため、医療機関及び医療関係者との連携が重要な課題になっている。

こうした状況を勘案し、近隣の医療機関との間で、緊急時に対応

できるホットラインの整備等が急がれる。さらに、学校において迅速かつ適切な対応策が講じられるよう、例えば、看護婦資格を有する養護教諭の配置等を考慮することが望まれる。

教職員が医療的行為をした場合には、その責任の問題が危惧されているところであるが、こうした点については、関係法令に係る課題であり、医療行為と教職員が行う医療的行為との境界を明らかにするなど、国において一定のマニュアルが作成されることが望まれる。

なお、児童生徒の日々の健康状態の把握について、保護者との連携を一層緊密にすることにより、万一の事故につながるものがないよう配慮することが大切である。

障害の重度化に対応する教育については、日常生活における基本動作の改善や生活習慣の形成を目指して、「養護・訓練」の指導内容や教材・教具等について創意工夫し、系統的、発展的な指導に努める必要がある。

訪問教育については、現在、義務教育の保障という観点から実施されているが、近年、病院等に入院している児童生徒の訪問教育へのニーズが増加している状況もあり、今後、学級定数を引下げ、訪問回数増加を図るなどその充実が望まれる。

また、重複障害学級については、本年度、大幅に増設されたところ

るであるが、今後、さらに一層の充実が必要であると考え。

5. 養護学級との連携及び交流教育の充実について

平成4年度、府下の養護学級は小・中学校に1,941学級設置され、約6,500人の児童生徒が在籍し、障害の状況は重度化・多様化してきている。また、通常の学級においても特別な指導を必要とする比較的軽度な障害を有する児童生徒が在籍している。

こうした実情を踏まえて、国では「通級」による指導を制度化する計画を進めている。

今後、養護教育を充実するには、養護教育諸学校が長年培ってきた指導技術や経験を紹介するとともに、教材・教具等を提供する一方、養護学級における優れた指導実践に学ぶなど、養護学級との研究交流や共同研究を進めることが必要である。このことは、養護学級等での教育を充実し、養護教育諸学校での教育力を高めることにもつながっていくものと考え。

こうした連携の活性化を促進するため、養護教育諸学校を研究校として指定し、その教育実践について試行することを検討すべきである。

次に、地域の小・中・高等学校等との交流教育を進めていくことは、共に生きる社会を目指して、障害児が経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育むことにとって重要なことであり、また、

健常児にとっても、障害児について正しい理解と認識を深める上で極めて大切なことである。

現在、交流教育は、運動会、文化祭等の学校行事を通じた直接的な交流や、学校新聞、絵画の交換による間接的な交流等、活動の範囲は広がってきているが、一層直接的、日常的な交流を促進するなど改善・工夫を要する点も少なくない。

特に、同年齢にある児童生徒間での交流を深めることにより、友情を育てるなど、互いに心に響く交流のあり方を研究する必要がある。

今後、交流教育を推進するにあたっては、その重要性を再認識し、相互に意義ある交流活動が展開できるよう、各学校において成果を絶えず検討し計画の改善に努めることが望まれる。

さらには、障害児が多様な機会を通じて、地域での交流が進められるよう平素から学校を指導するとともに、保護者に対する啓発に努めていく必要がある。

6. その他の事項

養護教育においては、教職員の人間性の尊重に基づく教育観に立った障害児理解と指導力が大きな影響を及ぼすことから、教職員に対する研修の充実を図ることが重要である。

各学校では、教職員の構成等に応じた効果的な指導体制を工夫し、

組織体としての総合的な力を発揮していくことに努めているが、平素の実践はもとより、各種の研修を通じて指導力の向上を図ることが強く求められている。

養護教育諸学校の初任者研修の実施をはじめ、教職員の資質の向上に関する施策は年々充実しつつあるが、多様化する教育ニーズに適切に対応するためには、先進校での実践や大学等における研究成果に学び、新しい教育技術の導入に積極的であることが望まれる。

なお、教職員の採用にあたって、養護教育に対する熱意と活力があり、向上心に富む人材の確保が不可欠であることを強調しておきたい。

研修の充実を図っていくため、現在、府科学教育センターを総合教育研修センター（仮称）として改組する準備が進められている。

新しいセンターでは、養護教育研修の中心的機関として、障害の種別や課題に応じた研修の体系化を図り、教職員に対する研修を一層充実させる必要がある。また、障害児の教育相談や、そのための検査、訓練等を実施するとともに、養護教育に係る調査・研究を進めることによって、学校に対する相談と助言を行い、本府養護教育の進展に資することが強く求められる。

Ⅲ. あ と が き

本審議会は、昨年9月に府教育委員会から「今後の養護教育のあり方について」の諮問を受け、概ね1年間の審議を経て答申する運びとなった。

審議においては、養護教育の充実にあたって早急に対応を要する課題もあることから、府立精神薄弱養護学校の高等部に重点をおいて検討を進めた。

しかしながら、障害児が社会の一員として生きがいをもって生活ができるよう、自立の基礎を培うにあたって、一人一人の状況に応じた適切な教育の充実方策をはじめ、障害児に対する教育のあり方について幅広い見地から問い直し、方向性を見極めていくべき課題も少なくないと感じている。

こうした点については、今後、様々な機会を通じて十分論議されることを望んでやまない。